

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（調整給付）のご案内

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族（国外居住者は除く。）1人につき、**4万円**（令和6年分の**所得税から3万円**・令和6年度分の**個人住民税所得割額から1万円**）の「定額減税」が行われています。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては**、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「**調整給付金**」が支給されます。

支給対象者・支給金額について

- 定額減税対象者で、定額減税可能額が「**令和6年分の推計所得税額**」または「**令和6年度個人住民税所得割額**」を上回る方です。（※定額減税対象者は、令和6年分の所得税または令和6年度分の個人住民税所得割が課税されており、前年の合計所得金額が1805万円以下の方です。）
- **令和6年分推計所得税額**は、令和6年度分の個人住民税の課税情報に基づき、国が提供する算定ツールを用いて推計した所得税額によるものです。よって、今回の調整給付金の支給額に不足が生じる場合は、令和6年分の所得税額が確定したのち、差額を令和7年度に支給する予定です。
- 支給金額の具体例は、以下のとおりです。
 - ＜例1＞一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割額2万円（減税前）の納税者の場合
 - ⇒ **所得税から1万円の減税、住民税所得割額から1万円の減税が行われます。**
 - 定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。**
 - ＜例2＞納税者、控除対象配偶者及び子2人家族で、所得税3万円・住民税所得割額2万円（減税前）の納税者の場合
 - ⇒ **所得税から3万円の減税、住民税所得割額から2万円の減税が行われます。**
 - 定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。**

給付金の支給手続き

支給対象者には、**令和6年9月下旬（予定）**に「**令和6年度由布市定額減税補足給付金（調整給付）支給確認書**」をお送りいたします。
（内容を確認していただき、必ず期限までに由布市に返送してください。）

なお、現時点で支給額や対象者などの詳細につきましては、お問い合わせいただいてもお答えできませんのでご了承ください。